

精華町教育委員会会議 議事録

令和6年（第5回）

1 開 会 令和6年5月28日(火) 午後2時30分
閉 会 令和6年5月28日(火) 午後4時00分

2 場 所 精華町役場 3階 301会議室

3 出席委員 川村教育長 松下教育長職務代理者 新司委員
井上委員 高岡委員

4 欠席委員 なし

5 出席事務局職員

松井教育部長 有城総括指導主事
田原学校教育課長
川畑学校教育課担当課長(学校給食担当)
小笠原生涯学習課長
上野生涯学習課担当課長(図書館長)
平井学校教育課課長補佐

6 傍聴者 0名

7 議事の概要

(1) 開会及び冒頭あいさつ

教育長から第5回教育委員会会議の開会を宣言。

(2) 第4回教育委員会会議議事録について

教育部長から令和6年第4回教育委員会会議の議事録について説明。

【採 決】

・全員承認

(3) 教育長報告事項

5月14日と15日の二日間で、東京で全国町村教育委員会教育長会の総

会と研修会があった。1日目は総会で、2日目は文部科学省からの行政説明だった。その際、中央教育審議会の特別部会の報告が同時期に出ており、教員の働き方改革の中で教職調整額の在り方が議題になったのだが、中央教育審議会の報告が調整額を現行4%から10%にするという内容だったことから、文部科学省としてもその方向で進めるとのことだった。これについては、ある町の教育長から、それは違うのではないかと、時間外勤務手当を払うべきではないのかという意見があった。発言者は1名だけだったが、他の教育長がどのように思っていたかは計り知れないところがあり、非常に大きな論点の議論としてそのようなやり取りがあった。

また、地方教育行政を充実させなければならないのに、総合教育会議を開催していない自治体があるということで、適切に開催するようとの指導があった。

GIGAスクールの関連では、これから全国的に端末の更新が始まるが、文部科学省としては都道府県での一括調達を推奨するとのことだった。しかし、これを京都府がどう取り扱うか、府下自治体で一律に同じ端末を整備するのかということなど、未確定のことが多いので、確認ができれば改めて報告する。

なお、多人数が同時にインターネット接続すると通信がダウンするという事例が全国各所で発生しているため、更新に当たってポイントになるとのことだった。

5月18日、文化財保存活用地域計画の策定の一環として「精華町の宝もの探し」と題したイベントが行われた。前半は文化財愛護会が主催する講演会で、同計画の策定委員でもある麻生美希先生から白川郷での自らの体験を基にしたお話をしていただき、後半は精華町教育委員会主催で住民ワークショップを行った。

ワークショップの冒頭に私から挨拶をさせていただいて、いわゆる指定・未指定の文化財に限らず、精華町のアイデンティティを形成するためのものであれば、学研施設や新興地にある新しいものも含めて拾い上げるようお願いしたのだが、参加者からは精華大通りのメタセコイア並木や光台から眺める夕日といったものも挙がっており、興味深かった。現在は担当がワークショップの内容の整理をしているところである。

5月20日、ツアー・オブ・ジャパン2024 JPF京都ステージが開催

され、観客動員数は昨年の4万3,000人から増えて、4万6,000人となった。

5月23日、山城地方教育委員会連絡協議会の総会が宇治市の源氏物語ミュージアムで開催され、私と松下教育長職務代理者が出席した。今年度と来年度は、松下教育長職務代理者が同協議会の会長の任に就くことになった。

5月25日、精華町少年少女合唱団の入団式が開催された。新規入団者は3名だったが、入団式の直後にもう一名増えたと聞いている。昨年度末に7名が卒団して人数が減少してきているので、年度途中でも増えることを期待している。

【委員からのご意見】

井上委員 中央教育審議会の答申の件だが、教職調整額を4%から10%にということのみで、いわゆる公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法が廃止されなかったことが大きなポイントとして捉えられている。答申が出た後に教職調整額を10%にするのは適切ではないという財務省の意見も出ているので、中央教育審議会の答申のとおりになるかは分からないが、今後の方向性が不透明な中で、一般の教員からは非常に不評であるという話をよく耳にする。

その一方で、いわゆる「定額働かせ放題」を拒否し、一人一人の教員がワークライフバランスを考えて、自分自身で勤務時間をしっかり守り17時に帰るべきだという考え方の人にとっては、時間外勤務手当が出ることで長時間の時間外勤務が正当化されるよりも、給特法の本来の趣旨に照らして喜ばしいことではないかという意見も少なからず出ている状況でもある。

(4) 議決事項

議案第16号 令和6年度精華町議会定例会6月会議提出議案に係る意見聴取について（令和5年度精華町一般会計補正予算（第10号））

教育部長【提案説明】

教育に関する補正予算額は歳出で1億1,543万6,000円の減額補正となっている。

また、小学校管理運営事業、中学校管理運営事業、防災食育センター建設事業、防災食育センター関連事業の計4事業について、地方債の令和5年度限度額の変更または廃止を行うものである。

町全体の歳出合計で補正前が169億4,569万7,000円、補正額が8億8,583万7,000円の減額、補正後が160億5,986万円となる。

教育部関係の予算では、補正前が18億5,186万8,000円、補正額が1億1,543万6,000円の減額、補正後が17億3,643万2,000円である。補正後において全体に占める教育予算の割合については、おおむね10.8%である。

今回の教育費における1億1,500万円強の補正については、各事業費の確定に伴う歳出予算の減額であり、そのうち減額の3割弱、約27%程度と大きな割合を占めているのが防災食育センター関連事業の1,113万7,000円の減額、また、同管理運営事業の2,065万7,000円で、2事業合計で3,179万4,000円と大きな減額となっている。

本町では、御承知のようにこれまで学校給食は自校方式で実施していたが、センター方式による実施が初めてであったことから、財政部局との調整により少し余裕を持たせた予算としていた関係で、結果として備品購入費で計1,113万7,000円、光熱費では324万9,000円、調理・配送等業務委託料で814万円の減額となった。

その他で特に減額が大きかった個別の項目では、事業ごとに配当されている会計年度任用職員の人件費の減額が合計で1,650万円となっているが、この人件費の減額については、特別学習支援員や給食調理員など10以上の職種の報

酬、手当、社会保険料等を合計したものであり、個々の職種で見ると年度途中での任用開始となった別室対応指導員が175万4,000円とやや大きな減額となっているほかは、特筆すべき状況が生じている職種はなく、例年の傾向と大きく変わるものではないと考えている。

また、幼児教育・保育の無償化事業に係る負担金については、対象となる私立幼稚園に通園される子どもの数が想定より少なかったことから約890万円の執行残になったこと、さらに、町内の文化財発掘調査事業の業務委託料について、令和5年度は該当する民間の宅地開発の事案がなかったことにより約930万円の執行残になったこと、以上が挙げられる。

地方債補正の関係だが、令和5年度において地方債を充当して実施していた各事業の事業費の確定に伴って、小学校管理運営事業で1,010万円、中学校管理運営事業で380万円、防災食育センター建設事業で580万円、給食管理運営事業で1,040万円の減額となり、合計で3,010万円の変更、または廃止の地方債補正を行うものである。

(採決 ー 全員挙手により原案どおり決定)

議案第17号 令和6年度精華町議会定例会6月会議提出議案に係る意見聴取について(令和6年度精華町一般会計補正予算(第1号))

教育部長 【提案説明】

教育費の事務局一般事務経費の事業費を224万円増額補正するものである。

今回の補正については、通級指導教室の対象となる児童の増加により令和6年4月から山田荘小学校に通級指導を担当する府費教職員が配置されたことから、同校内に新たに通級指導教室を開設することとなったので、床改修工事費や備品購入費などの必要経費を追加計上するものである。

なお、補正額の224万円については全て一般財源で措

置することとしている。

松 下 委 員 昨年までは5小学校のうち4小学校に通級教室が配置されていたが、今回、山田荘小学校にも設置されたので、全ての小学校で通級教室が設置されたということだが、町立小学校の通級児童数が121名で、山田荘小学校が17名、東光小学校が22名ということは、昨年までは東光小学校に山田荘小学校に通っていたので、東光小学校で通級指導を受けていた39名のうち17名が山田荘小学校へ戻ったという理解でよいか。

学校教育課長 おっしゃるとおり、この4月から山田荘小学校の児童は本校で指導を受けられるようになったということである。

(採決 ー 全員挙手により原案どおり決定)

議案第18号 令和6年度東光小学校第2期便所改修工事請負契約の締結について

教 育 部 長 【提案説明】

契約の目的は令和6年度東光小学校第2期便所改修工事で、契約金額は1億4,740万円、契約の相手方は京都府相楽郡精華町大字北稻八間小字寺垣外29番地の株式会社大仙工務店 代表取締役 田中康史である。

工事施工場所は精華町光台の東光小学校の敷地内である。東光小学校中校舎と南校舎の便所の改修を行うもので、改修面積は中校舎が66.6平方メートル、南校舎が153平方メートル、改修内容としては、建築工事では床を湿式から乾式へ改修し、併せて天井、壁、トイレブース等の改修を行う。

電気設備工事では電灯のLED化を進めるため、照明器具の蛍光灯からLED照明への改修、電灯用スイッチの自動点滅スイッチへの改修を行う。

機械設備工事では給排水管の更新、小便器の自動洗浄化、大便器の洋式化、洗面器の自動水栓化を行う。

仮設工事では、児童用の各便所が工事中使用できないため仮設便所の設置、撤去を行う。

経過として、電子入札公告日が令和6年4月1日、電子入札開札日が令和6年5月8日であった。

工期は、議決の翌日から令和7年2月28日までを設定している。

契約保証金額は1,474万円で、保証事業会社の保証によるものである。

保証人は、大阪市西区立売堀2丁目1番2号、西日本日本建設業保証株式会社 代表取締役 菱田一である。

入札参加申請業者は、株式会社T・ステージ、悠紀建設株式会社、株式会社大仙工務店、創園建設株式会社の4社であった。

予定価格は消費税及び地方消費税を含み、1億5,829万円で、予定価格に対する請負率は93.12%である。

最低制限価格は、1億4,539万9,100円で、同じく消費税及び地方消費税を含んでいる。

失格の有無は、2社だった。

抽選決定の有無は、無かった。

松 下 委 員 2社が失格ということだが、事情は。
学校教育課長 予定価格を上回ったものと、最低制限価格を下回ったものであった。

(採決 ー 全員挙手により原案どおり決定)

(5) 協議事項

部活動地域移行に係る令和6年度の取組及び「精華町立中学校文化部活動地域移行実証事業参加費補助金交付要綱(案)」について

教 育 部 長 【提案説明】

令和6年度で計画している町立中学校の部活動地域移行に係る取組の報告と、同取組の一環として実施予定としている実証事業補助金の交付に係る要綱(案)についての説明を

させていただき、協議をお願いするものである。

まず、令和6年度の取組について総括指導主事から報告させていただく。

総括指導主事

昨年度、小学6年生の児童とその保護者に対してアンケート調査を実施し、喫緊の課題である少子化により部活動が存続困難であること、教員の業務改善、この二つの課題解決を図るため、令和8年度を目指して休日の地域クラブ活動へ舵を切ることについて周知を図った。

昨年度の10月から文化庁の文化部活動の地域移行に向けた実証事業を吹奏楽で実施しているが、今年度もこれを継続する。また今年度はスポーツ庁の運動部活動の地域移行に向けた実証事業にも取り組む。令和6、7年度にかけて、少子化の中でも子どもたちの体験格差を解消し、スポーツ、文化・芸術に継続して親しむことができる環境にしていくことを目指すとともに、学校の働き方改革へつなげるように努める。

吹奏楽の実証事業に参加した中学生を対象に行ったアンケートでは、地域クラブ活動に参加して、よいと思うことは何かという問いに対して、「知識技術を習得し、向上できる」、「学校の部活動より専門的な指導が受けられる」、「その活動をすることの楽しさや喜びを味わっている」の回答が多く、専門性の高さを感じ、技能の向上への意欲を持っていることが分かる。

平日と休日の指導者が変わることについては肯定的な回答が42.9%、否定的な回答が23.8%、どちらとも言えないという回答が33.8%だった。肯定的な回答としては「パートごとに専門性の高い指導を受けることで、知識・技能の向上を感じている」という声が多くある。一方で、否定的な回答としては「部活動との指導方法の違いに不安を感じる」という声があった。

保護者アンケートでは、費用負担はどの程度が適切かという問いに対して、回答数が多かった順に月4回程度の活動

で月2,000円、5,000円、4,000円となっており、同様のアンケートを町内中学校保護者、小学6年生保護者の全体を対象に行ったところ、月1,000円から2,000円程度という回答が多く、地域クラブ活動に参加している保護者の回答を見ると、活動への満足度がうかがえる。

今年度計画の運動部活動の実証事業については、まだ計画段階だが精華町スポーツ協会がコーディネートすることとなり、ソフトテニス、陸上、卓球の3種目を対象に、9月から12月の期間で月2回ずつ実施する計画である。

この3種目を実証事業に選抜した理由としては、スポーツ協会加盟団体の中に受け皿となる意向を有する団体があること、活動場所の確保が可能なこと、中学校において部活動として存続できない状況が起こってきていることなどが挙げられる。なお、部活動の活動日との調整は行っている。

また、募集に関しては、学校の部活動所属の有無は問わず、町立中学校在籍生徒全員を対象とする。

教 育 部 長

続いて、「精華町立中学校文化部活動地域移行実証事業参加費補助金交付要綱（案）」について教育部長から説明させていただく。

本要綱（案）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第22条第6号で、町長の職務権限に属すると規定されている教育委員会の所掌に係る事項に関する予算の執行を含む内容であることから、制定の事務を進めるに当たりあらかじめ教育委員会の意見を聴取するものである。

第1条では、要綱の趣旨として、精華町立中学校文化部活動地域移行実証事業に参加する生徒の保護者に対し、参加費の一部を補助金として交付することとしている。

第2条では、実証事業の定義として、文化部活動の地域移行の課題等を検証する事業、すなわち実証事業として現在行っている吹奏楽部を対象とする。

第3条では、補助対象者として、精華町立中学校に在籍し、かつ文化部活動の地域移行実証事業に参加する生徒の保

護者を対象とする。

第5条では、補助金の額として、実証事業参加費の額の2分の1を乗じて得た額、すなわち参加費の2分の1を補助することとしている。

第6条から第8条は、補助金交付に当たっての申請や交付決定通知に関する規定を、また第9条は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたときの返還規定を設けている。

最後に、附則の第1項では、施行期日として、この要綱は公布の日から施行し、令和6年度分の補助金から適用することとしている。

また第2項では、本要綱は令和8年度からの休日の部活動地域移行の完全実施までの実証事業を対象としていることから、実証事業が終了する令和7年度末で失効する時限措置としている。

以上、総括指導主事から報告をさせていただいた令和6年度の実証事業とあわせて協議いただき、補助金交付要綱（案）については説明させていただいた内容により、要綱制定の事務を進めることを承認いただきたい。

井上委員

この実証事業については評価しており、引き続き進めてもらいたい。働き方改革において、特に中学校では部活動を学校教育から切り離すことが重要であり、学習指導要領にも少し書いてあるが、土日だけでなく平日の部活動も学校教育から切り離さなければ、教員の働き方改革は進まないということで、SNSなどの界限では自分のワークライフバランスを考えて部活動の顧問を拒否する、もう部活動はしない、顧問はしないという意見が非常に目立ってきている。

京都府でも部活動顧問を拒否することに目的を絞った組合が、この2月に京都府人事委員会で登録されたので、京都府でも部活動顧問を拒否する動きがこれから出てくるのが予想される。

先ほどの説明では、令和8年度以降も精華町では平日の部活動は教員にお願いしてやってもらう方針であると捉えられるので、この点は、それでよいのか少し疑問に思うところではある。

例えば、以前にも発言したが、静岡県の掛川市はいち早く学校における部活動は令和8年度で終了し、平日も休日もすべて地域に移すことを決定されて、それに向けて着実に進めておられる。同市は精華町の3倍ぐらいの規模の自治体であり、もちろん地域性もあるし、一概に同じようにすることがふさわしいとは言えないが、やはり平日の部活動をどう考えるかは重要な論点である。

また、先ほど費用負担の話題が出ていたが、本来指導者の人件費は保護者負担となるべきだということを、もう少し保護者に認識してもらわなければならない。今までは、学校の教育活動の中の教育課程に入っているように部活動を位置づけてやってきたから、保護者の理解が進んでいないのは仕方ない部分があるが、もうそうではないということを、もっと周知していかなければならないと思う。

総括指導主事

平日の顧問拒否の件だが、現時点では精華町の教員からそのような声は出ていないのが現状である。

なお、保護者アンケートでは部活動の顧問を教員が行っていることに関しては、かなり教員の負担になっているだろうと多くの保護者が感じているという結果であった。

しかし、子どもたちには部活動に行ってほしい、休日にも部活動に行ってほしいという声があり、何とか教員ではない指導体制の中でも続けていってほしいという思いがうかがえる。

なお、これは休日に限ったアンケート結果であることには留意が必要と考えている。

井上委員

ある市において一般の中学校教員を対象に実施したアンケートでは、中学校の部活動の顧問を積極的にやりたいという割合が、大体2、3割ぐらいで、私の現役時代の肌感覚

にも合致する。自らの負担を差し置いても生徒の期待に応えることを優先するという考えの教員が多く、顧問をしないという選択は初めからあり得ないというような雰囲気があったと思う。

しかし、顧問拒否の組合設立の動きがあつという間に全国に広がるという状況なので、精華町でも、ある学校で6、7割の教師がもう顧問はしませんと言ったら、教師が顧問をする部活動はもう成り立たないだろう。だから、そういうことも含めて考えておかないと、例えば代替りの外部指導員を必要人数集めることも簡単ではないので、令和8年度まで期間もあまりない中で、他府県や他の自治体の動向も見ながら考えておかなければならないと思う。

川村教育長 国は、元々は平日と休日を明確に分けていない議論からスタートした。ある時点から休日のみに限定して、それを3年のうちにやり切ろうと、少し言葉は悪いが後退したような印象を受けているが、昨年、スポーツ庁長官の話聞く機会があり、休日は移行、平日は地域連携という言葉で切り離して、現在は令和8年度まで休日に焦点を当てた取組をしていて、それで終わりではなく、そこから次の段階へステップアップしていくとのことだった。

私としても、いきなり平日まで地域移行することはハードルが高いので、掛川市は掛川市の事情があると思うが、本町の場合はまだそこまでの目標は掲げられないと考えている。この休日の移行を8年度までにやり切るだけでもかなりのハードルの高さを感じているので、まずはそこに力を注ぎたいと思う。

教育部長 地域移行に当たっては各種の経費も必要になってくると考えている。それを保護者負担にするのかどうかという点については今後の検討課題になってくるので、そのあたりも含めて検討していきたいと考えている。

川村教育長 本町では保護者に費用負担についてアンケート調査ができたが、全国の自治体の中ではいまだに保護者に負担させるの

は如何なものかという議論でとどまり、地域移行に向けてスタートが切れていない自治体も少なくない。ですから、既に一定の負担を実証事業の中でしていただき、それが過重にならないように補助をするというような形で、段階を踏んで進めているので、その取組の中で休日の移行だけでなく平日の移行の議論にまで広がっていけばよいと思う。

新 司 委 員 生徒の回答を見ると好意的に受け止めているという印象を受けるのだが、可能なら平日と休日で指導者が変わらないほうがよいという意見があり、地域移行するのであれば学校管理下で行う指導する教師と、地域移行の指導者がしっかりと連携するほうがよいのではないかと感じるが、どうか。

総括指導主事 地域移行にあたっては、学校教育と社会教育を完全に切り離していこうという考え方が基本としてあるため、全く連携をしないということではないが、それぞれの教育の中で子どもたちが様々な学びをしていけばよいのではと考えており、連携をすることで先生方の負担が増えるという点は懸念されることから、完全に学校教育と社会教育を切り離した方向を目指していきたいと考えている。

川 村 教 育 長 土日の取組中に何か生徒間のトラブルがあったときに、連携という名目で教員が引き継いで、土日の間にあったことを教員の責任で解決していくことになるのであれば、そもそも地域移行などしないでくれという意見もある。そういう意味で、平日と土日は切り分けないと、かえって教員の負担を増す結果になりかねない。しかし、日程調整や会場調整など、そういった面での連携は必要だと思う。

新 司 委 員 地域移行の活動中のトラブルや事故などは、受入れ団体が責任を負う方針であると承知した。

高 岡 委 員 私は、自分の子どもが楽しそうに部活動をしているところを見ていて、部活動は先生とのつながりもあったり、上級生や下級生とのつながりもできたりという、コミュニティを作る場所としても有意義だという考えは元々あり、地域

移行をしてもそういったつながりが残ることはうれしいことだと思う。しかし、否定的な回答の一つにあったように、せっかく習うのであれば基礎をしっかりと習ってほしいという希望があるので、顧問と地域移行の指導者のどちらが正しいことを言っているか分からないという状況では困るので統一感を持ってほしいとは思う。私個人の意見としては、費用負担をしてもよいので、子どもには部活動に参加するという経験はしてほしい。引き続き地域移行に向けて進めてもらえたらと思う。

川村教育長 補助金要綱について何かご意見はあるか。

高岡委員 この補助金は月々にかかる部活動費が対象だが、大会などの参加費は補助の対象か。

生涯学習課長 今年度の吹奏楽部の実証事業では、おおむね週1回の活動4回分を一期として、年間で合計24回、6期実施されるので、その1期の参加費として5,000円の保護者負担を求められている。

今回、提案している要綱（案）ではその2分の1を補助するという内容となっており、ご質問の大会参加費などは対象にせず、あくまで実証事業への参加費のみを補助対象としている。

川村教育長 現時点でけいはんなユースウインドオーケストラが大会に出場するといった情報は特に聞いていない。年度末に京都府立けいはんなホールを借りてコンサートを開催されていたので、今後同種のコンサート等をされる場合には保護者負担を求めるのかという議論はあるかもしれないが、補助金としては生涯学習課長から説明したとおりである。

井上委員 実証事業とは京都府の事業か。

川村教育長 実証事業自体は国の委託事業であり、本日提案した補助金は精華町の事業である。

井上委員 個人の意見だが、これだけ手厚く補助することは生徒や保護者にとって非常にありがたいことではないかと思う。本来は全額保護者負担にしても問題はなく、他府県でもその

ようにしている自治体が多いと思うので、やはり保護者には部活動に対する考え方を変わってもらわねばならないだろう。部活動は教育課程外の活動であり、学習塾などと同じ扱いとすることが妥当である。

新 司 委 員 地域移行の指導者は教員免許の保有者なのか。

総括指導主事 保有者に限定するものではない。

新 司 委 員 活動に対する技術を持っておられるのであれば、ということか。

総括指導主事 運動部については、指導技術の水準を担保するために、精華町スポーツ協会に加盟されている団体の中から委託先の調整をしている。

川 村 教 育 長 補助金交付要綱（案）について、採決する。

（採決 ー 全員挙手により原案どおり決定）

（6）事務局からの諸報告

教 育 部 長 1 令和5年度の教職員の時間外勤務状況について

この間教職員の働き方改革に取り組んできた結果は、課題はあるものの時間外勤務の平均時間数については減少傾向にある一方、依然として月の最高時間数が200時間を超える教職員がいるという現状である。

各小学校と中学校の時間外勤務の月別平均時間数から見ると、各小中学校ともに大きな差がない状況となっているが、やはり年度当初は時間外勤務が多い傾向にある。

また、月別の最高時間数と過労死ラインとされている月80時間を超えて時間外勤務をしている教職員の割合から見ると、小学校では最高で100時間を超える教職員がいる状況であり、80時間超の割合については前年度と比較して減少傾向にはあるものの、数名の教職員が80時間超の時間外勤務をしている現状である。

一方、中学校においては平均時間数は前年度より改善はしているものの、最高時間数は7月と8月を除いて200時

間を超えている状況である。また、80時間超えの割合は4月は約50%、その他の多くの月は20%以上となっており、依然として高水準の時間外勤務が常態化している状況である。

月別の比較では小学校、中学校ともに前年度と比較してほとんどの月において減少しており、年間の比較でも小学校で約4時間、中学校で約10時間の減少となっており、改善している状況にある。

なお、京都府内の令和5年度の平均時間数は小学校で68時間、中学校で83時間となっており、本町は府内平均を下回っている。これは時間外勤務縮減に向けた意識改革と行事の精選や実施方法の簡素化など、この間の働き方改革の取組の成果であると考えている。

今後については、時間外勤務がどの時間帯で生じているかという点から見て、中学校では平日深夜と部活動などによる土日祝の勤務、小学校では17時から22時の時間帯をどう縮減していくかが課題である。

総括指導主事 1 生徒指導報告について

(1) 小学校

4月の問題事象は1件。女子児童同士のトラブルだったが解決に至っている。

不登校の児童数は12名。

(2) 中学校

4月の問題事象はゼロ件。

不登校の生徒数は41名。

3日以上欠席は前月と比較して小学校、中学校ともに少し減少している。昨年度の小学6年生の不登校児童8名のうち、4名が中学校へ上がって環境の変化に伴い登校ができており、他4名も4月は欠席が少なくなっている。

総括指導主事 2 重災害事故報告について

4月の重災害事故の報告はゼロ件。

総括指導主事 3 相楽地方中学校春季大会の結果について

4月に行われた相楽地方中学校春季大会では、精華町の出場者から、団体戦15種目中9種目において優勝もしくは準優勝、個人戦では10種目中7種目でベスト4に入賞し、多くの子どもたちが活躍した。

生涯学習課長 1 行事の実施予定等について

第1回社会教育委員会会議について、こちらは前回の教育委員会会議において社会教育委員2名の選任をいただいた後、日程調整を行って5月17日に第1回社会教育委員会会議を開催したので報告する。

精華まなび体験教室の開校について、令和6年6月8日以降、精北小学校から順次各小学校で開催する。

精華町青少年健全育成協議会の総会について、6月6日に青少年健全育成協議会の主催で、役場交流ホールで開催される。

山城地方社会教育委員連絡協議会総会について、6月7日に山城地方社会教育委員会教育委員連絡協議会の主催で、むくのきセンターで開催される。

京都府社会教育委員連絡協議会の総会について、6月28日に、京都府社会教育委員連絡協議会の主催で、宮津市のみやづ歴史の館で開催される。

生涯学習課担当課長 1 (仮称) 学習可能席の試行実施について

(図書館長)

仮称ではあるが「学習可能席」の試行実施に至った経過を報告する。公共図書館について定めた図書館法第2条では、“「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設”と定められている。また、図書館法第7条の2の規定に基づ

き定められた図書館の設置及び運営上の望ましい基準には、“市町村立図書館は、利用者及び住民の自主的・自発的な学習活動を支援するため、講座、相談会、資料展示会等を主催し、又は関係行政機関、学校、他の社会教育施設、民間の関係団体等と共催して多様な学習機会の提供に努めるとともに、学習活動のための施設・設備の供用、資料の提供等を通じ、その活動環境の整備に努めるもの”とされている。精華町立図書館を始めとした市町村立図書館では、図書館に備えた資料を利用した学習活動の場の整備について規定されているものの、図書館に備えた資料以外、つまり、外部から持ち込んだ資料を利用した学習は規定されておらず、多くの市町村立図書館では図書館に備えた資料以外を利用した学習はご遠慮いただいている状況にあり、精華町立図書館においても、図書館に備えた資料を利用した学習等で利用できる閲覧席は設置しているが、学習席は設置していないのが現状である。

学習席を設置していない理由は、図書館に設置している全ての席は、図書館の資料を利用する方々のために設置しているものであり、資料を探しに来館された利用者が席を使えないのでは、本来果たすべき施設の役割が機能しなくなることが大きな理由である。しかしながら、先ほど申し上げた望ましい基準には、“市町村立図書館は、利用者及び住民の情報活用能力の向上を支援するため、必要な学習機会の提供に努めるもの”ともされており、それぞれの市町村立図書館において図書館内における学習席の設置を巡る動きがあった。

近隣の木津川市の3つの図書館では令和3年7月から席数には限りがあるものの設置されている。精華町立図書館では先ほどの望ましい基準や議会の御意見などを踏まえて、図書館に備えた資料以外を利用した学習も認める方向で現在検討している。

前置きが長くなったが、学習可能席は北側の閲覧席と畳コーナーの一部を活用した20席程度を予定している。

次に、学習可能席で行える内容についてだが、図書館に備えた資料以外を利用した学習や仕事を考えているが、図書館に備えた資料を利用した学習や仕事も当然行うことができる。

最後に、開始時期は、現在は名称や想定される対応について検討しているところであり、6月中旬頃から試行実施し、9月末まで試行錯誤を繰り返しながら、10月に試行期間中の課題や問題点を整理、10月中の本格稼働を目指している。

井上委員 図書館の中ではWi-Fiが使えるのか。以前、入口付近だけで使用できると聞いたのだが。

生涯学習課担当課長 (図書館長) 現在は、図書館の中であれば基本的に使える状態になっている。

井上委員 Wi-Fiが使えるのであれば、学習可能席に中学生らがスマホを持ってきて入り浸るといったことが起きないか。

生涯学習課担当課長 (図書館長) 例えばスマホでゲームをしていたときは注意するのかといった課題の整理を現在行っている。学習可能席で大きな声で騒ぎながら友達と何かをしているのであれば、それは明らかに勉強、仕事ではないので遠慮してもらうことになると思うが、スマホ等で何かをしているだけであれば勉強、仕事かもしれないし、騒がしくなるまでは少し様子を見るのか、また、席の利用時間に上限を設ける方がよいのかなど、図書館職員の中で様々な検討をしているところである。

松下委員 自主学習ができるスペースの設置は、数年前に教育委員会会議でも、総合教育会議でも、私から提案させてもらった内容だが、課題は多くあると思う。しかし、中にはやはり一生懸命勉強したいという子どももいるだろうし、そういう子どもに機会を与えることは大事なので、課題が出てくれば一つずつ解決するというスタンスでよいと思う。

15年ほど前に、子育て関係の施設や図書館が入居している宮津市の商業施設で大勢の子どもたちが勉強している様子を視察したことがあるのだが、子どもたちにヒアリン

グしてみると、みんなで勉強すれば楽しいし、分からないことは質問できるのでよいとのことだった。

以前、私が提案させてもらったのは、図書館以外の場所でそういう場所があればよいということで、例えば役場庁舎の4階の一角を自主学習スペースにという内容だったが、いずれにしてもこういった場所を設置して、子どもの学習意欲に寄与することは非常にありがたいことで、前向きに検討していただきお礼を申し上げたい。

(7) 後援関係

4月から5月にかけて受け付けた教育委員会後援事業の報告は、総数8件、生涯学習課の社会教育係の担当が6件、社会体育係の担当が2件となっている。

(8) 6月の行事予定

令和7年度以降使用の中学校教科用図書の採択に係る一般の方向けの教科用図書の見本の展示会は、町立図書館で休館日を除く6月13日から26日までの2週間で実施する予定としている。

6月2日に精華町少年少女合唱団が出演する精華町ふれあいまつりが開催予定であり、また同合唱団の公開練習会が6月29日に実施予定となっている。

6月26日、精華町とホームタウン協定を締結している京都サンガFCが本町在住の小学生を無料で試合に招待される精華町ホームタウンデーを開催される。

小学校では6月25日に陸上交歓記録会を太陽が丘で開催予定で、また、中学校では陸上競技大会の相楽大会が6月7日に、山城大会が6月16日に、同じく太陽が丘で開催される予定である。

(9) 閉会

教育長が第5回教育委員会会議の閉会を宣言。